

■議案第84号 ケーブルシステム整備事業に係るデジタルセットトップボックス 売買契約の締結について

【要旨】

四万十町ケーブルネットワークシステム加入者が有料番組を視聴する際に必要となる機器で、四万十町ケーブルネットワークシステム加入申込のうち、有料番組契約者でかつ、デジタルセットトップボックスのレンタル契約数分についてデジタルセットトップボックスを購入したものです。

また、C-CAS カードについては、所有者が放送事業者である町となることから、デジタルセットトップボックスの購入分とレンタル契約分を合算した数を購入しました。

【特記事項】

本契約は、四万十町ケーブルネットワークシステム加入者が有料番組を視聴する際に必要となる機器の購入に係るもので、平成22年8月16日に見積書を徴した業者と平成22年8月17日に随意契約を締結したものです。しかし、この契約は、予定価格が700万円以上となる契約であることから、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたところでありますが、その点を失念し、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものです。

このため、今回、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、改めて議会の議決を求めようとするものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	ケーブルシステム整備事業に係るデジタルセットトップボックス 売買契約		
納 入 場 所	四万十町 茂串町 地内		
契 約 金 額	7,890,750円（内消費税375,750円）		
契約の相手方	香川県高松市勅使町181番地5 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 四国 社 代表取締役 上田 昌平		
契 約 日	平成22年8月17日		
購 入 物 品	デジタルセットトップボックス (TZ-DCH821B)	単価	15,960 円
		数量	450 台
	C-CAS カード	単価	1,575 円
		数量	450 台